

●香川県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した三豊総合病院及び特別養護老人ホームとがみ園について、平成22年5月21日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成22年5月28日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
独立行政法人国立病院機構香川小児病院	略		独立行政法人国立病院機構香川小児病院	略	
医療法人深田記念会松井病院	略		<u>三豊総合病院</u>	<u>観音寺市豊浜町姫浜708</u>	<u>昭和27年9月26日</u>
略			医療法人深田記念会松井病院	略	
略			略		
2 略			2 略		
3 老人ホーム			3 老人ホーム		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
養護老人ホーム七宝荘	略		養護老人ホーム七宝荘	略	
特別養護老人ホームふたな荘	略		<u>特別養護老人ホームとがみ園</u>	<u>三豊市高瀬町新名2035</u>	<u>昭和47年8月5日</u>
略			特別養護老人ホームふたな荘	略	
略			略		
4・5 略			4・5 略		